『青森県史)通史編3)近現代(民俗』(民俗(総論)

川島秀一

る。つまり、資料集が先に作られたという稀有な県史である。室によって編集された、六冊の県内の民俗誌を土台にしていることであ『青森県史』の民俗編の特徴は、この編を叙述する前に、県史編さん

られている の民俗』(二○○八)と『西浜と外ヶ浜の民俗』(二○○九)が、まとめ 境生活部県民生活文化課県史編さんグループ」の編集で、『岩木川流域 プ」編で、『下北半島西通りの民俗』(二○○三)が、続けて「青森県環 が、さらに、「青森県環境生活部文化・スポーツ振興課県史編さんグルー が上梓されている。 史編さん室」と所属が変わり、『小川原湖周辺と三本木原台地の民俗』 ○○一年には、 年には、 る それは、今から二○年前の、青森県環境生活部県史編さん室編集によ 『奥南新報「村の話」集成』上・下二巻(一九九八)から始まる。 同じ編集で『馬淵川流域の民俗』(一九九九)が出版され、二 編集者名が「青森県環境生活部文化・スポーツ振興課県 同編で翌年は、 『下北半島北通りの民俗』(二〇〇二)

岩木川) や汽水湖 (二冊) 地方の民俗誌が順番に造られたといってもよい。 青森県内の大きなブロックである、 人々の生活圏を意識した民俗調査をおこなっている 調査区域の区切り方にも、 (小川原湖)、 沿岸 (下北の北通り・ 南部 (三冊)、 これまでの行政区単位などとは 下 北 西通り・ Ш (三冊)、 西浜 (馬淵川 外 津軽

> 部、 いた(本書六三九頁、以下頁数は同じ本書)。 津軽地方は稲作中心の生活の違いがあった。また、 節 それは、 下北、 南部地方では「菱刺し」、 青森民俗の地域性」で定義された「青森民俗」の「生活文化圏」(南 津軽)という考え方に通じる。つまり、 「民俗 総論 編、 「第一章 津軽地方では「こぎん刺し」と呼ばれて 伝承とそのひろがり」の 南部地方は畑作中心、 同じ刺子であって 第二

その現代訳を付しており、読者に親切な表記方法であることが評価され全体に通じることであるが、近世資料などの引用文の下に、丸括弧内にで捉えた「青森民俗」を扱っている。また、これは「民俗 総論」編の続けて「第三節 青森民俗の歴史性」では、空間性ではなく、時間性

る。

るものが多く、 視点を導入している。それは、青森県の沿岸部をはじめ、その家々の姓 ミズムのなかの民俗を扱うという、 をみると、越膳(越前)、 であり、陸中心の枠組みで構成されてきた、これまでの各県史とは違う ことでもあるが、 下北まで伝わっている年中行事である。 る。たとえば、正月十一日に「船祝」と称して、フナダマサマを祀る行 日本列島全体の視点から青森民俗を見つめること」をテーマとした節 「第四節 次の (六六二頁)は、北陸から北へ日本海側を中心に、津軽海峡を回って、 「第二章 民俗の伝播と形成」は、 実際に北陸方面からの移住者が多かったことが挙げられ 当県史では、 伝承の諸相 加賀、 その交流自体を扱っている点で、 は、 能登、若狭などの北陸の地名に由来す 副題が「列島の視点」とあるように、 これまでの市町村史の民俗編の、 動きのなかの捉え方が新鮮である。 北前船などの海上交通と関わる

づいた叙述に質量共にウェイトを置いていることが挙げられる。でもあるが、第一章で扱った、「青森民俗」を捉える理論的な視点に基わば本編に該当するものである。つまり、本県史の民俗編の特徴の一つ

年代、 に無頓着に扱われてきたことだが、 新暦でおこなわれるようになった時期も、南部・下北の多くは昭和二十 前述した県史叢書を用いて明らかにしている(七二二頁)。年中行事が、 八三年ごろまで、南部では平成の初めごろまでと、県内の各市町村誌や 津軽では一九八○年あるいは一九七五~八五年ごろまで、下北では一九 かなものにしている。このような時間の正確さは、本書で取り挙げてい ず、数多くのカラー写真の掲載 このような記述は、これまでの民俗誌や市町村史の民俗編では、あまり る民俗事象に対しても同様である。たとえば、死者の土葬の最終年限を、 また、この民俗編全体を通じて見られる、次のような特徴もある。 津軽では昭和三十年代に変わったことも記述している(七二三頁)。 撮影の年月日まで明記している点、 (これは『青森県史』全体に通じる)、 大事な要件であると思われる。 掲載写真の資料的価値も確 ま

医俗事象の時間の正確さを記す特徴は、このほかにも随所に読み取れる。巫俗に関しては、恐山でイタコが目につくようになったのは、一九元のでは、ほかにも、岩木山をめぐっての津軽岩木スカイラインとリフトあった。ほかにも、岩木山をめぐっての津軽岩木スカイラインとリフトあった。ほかにも、岩木山をめぐっての津軽岩木スカイラインとリフトまった。ほかにも、岩木山をめぐっての津軽岩木スカイラインとリフトに関する記述でも、それぞれ丸括弧に「一九六五年開通」と「一九六六年営業開始」を付記している(七九一頁)。

思われる。 承母体を考える上で、現代史的な観点は、はずすことができないものと 豊かに伝承されているという(七七一頁)。芸能にかぎらず、民俗の伝 雇用の創出が生まれ、 されている。一方の下北半島では、 は急落し、もとの農業漁業に戻ることがなくなったことが原因であると サービス業に転じる住民が多くなるが、この事業が完了すると共に需要 代に青函トンネル建設事業が始まり、 重要な視点になっている。たとえば、 以上のような時間の正確さは、 過疎化が急速には進まず、能舞などの民俗芸能が 民俗芸能の伝承母体の推移についても 原子力関連施設の設置などによって その影響で農業漁業を離れ商業 津軽半島の過疎化は、 一九六〇

結果になった。 結果になった。 お果になった。 お果になった。 お果になった。 お果になった。 お書の様子ので関連ののでは、 など、本書の後ろにDVDが貼り付けてあり、その収録作品がで関連の叙述があるところは、「(第三章・付録DVD収録映像も参いで関連の叙述があるところは、「(第三章・付録DVD収録映像も参いで関連の叙述があるところは、「(第三章・付録DVD収録映像も参いで関連の説明文は、 の説明が第三章に当てられている。この章だけでなく、逐次、本文のなの説明が第三章に当てられている。この章だけでなく、逐次、本文のなの説明が第三章に当てられている。 この章だけでなく、逐次、本文のながに見いりには、 ないう映像・

済伝承」、「儀礼伝承」、「信仰伝承」、「芸能伝承」という表題に分かれ、で、「青森民俗」を捉えようとしている。第二章の中も、「社会伝承」、「経承のすがた―映像・音声記録」とに分かれ、とくに「伝承」という言葉「第一章 伝承とそのひろがり」、「第二章 伝承の諸相」、「第三章 伝ところで、「民俗 総論」の造本構成は、これまで触れてきたように、

承」項目の下位に位置づけられている。の一生」、「年中行事」、「口承文芸」、「民俗芸能」などが、これらの「伝これまでの市町村史の民俗編内の表題に使用されていた「衣食住」、「人

全体で二六八ページという限られたページ数なので、これらの伝承の全体で二六八ページという限られたページ数なので、これらの伝承のこと、六八八頁)、カナマグツヤ(蹄鉄屋、七〇一頁)、ケヤク(友人のこと、六八八頁)、カナマグツヤ(蹄鉄屋、七〇一頁)、ケヤク(友人のこと、六八八頁)、カナマグツヤ(蹄鉄屋、七〇一頁)、ケヤク(友人下九頁)、百万遍の数珠の「位をあげる」(七五二頁)、「死ねばオヤマ(恐上、右行く」(七五三頁)など、このような言葉をめぐる民俗は、あらためて、この県の多様な生活文化を思いおこされる。

らかに「イワシ」の間違いであろう。ワシ、泥水を飲んでもコイはコイ(むつ市)」の、先の「イワイ」は明なお、七六四頁の下北のことわざ、「大海の水を飲んでもイワイはイ

(史) 民俗編』を手にとれなかったことだけが残念である。(ことわざなどの「口承文芸」の記述の寂しさを思うと、一冊の『青森

(二○一八) 三月十五日刊行、本体価格三五○○円+税)(菊判、八四七頁〈「民俗総論」付録DVD付き〉、青森県、平成三十年

応研究部門 災害文化研究分野 シニア研究員) (かわしま・しゅういち 東北大学災害科学国際研究所 人間・社会対

本会機関誌『弘前大学國史研究』への投稿について

投稿規定

◎論 文 四百字詰 60枚程度を原則とする(縦書き、以下

- ◎研究ノート 四百字詰 20枚から30枚程度
- ◎研究余録 四百字詰 10枚程度
- ◎史料紹介 四百字詰 10枚から30枚程度
- 下さい。字数は右の規定の範囲で計算して、それを超えないよ◎ワープロでの執筆に際しては、一段に付き32字×23行で組んで◎その他(書評・研究動向・歴史随想など)四百字詰 10枚程度
- ◎デジタルデータによる投稿も可能です(事前に編集委員会へ御うにして下さい。
- 相談下さい)。行数・字数は、ワープロ執筆と同様に組んで下
- ◎横書きを希望する時は、あらかじめ本会へご相談下さい。

さい。なお、プリントアウトした原稿を添付のこと。

- ◎原稿締切 一月末日と八月末日の年2回
- て下さい。投稿は本会会員に限ります。ます。また、原稿は必ず御手元でコピーをとって保存しておい※投稿に際しては、図表を最小限におさえ、完成原稿でお願いし
- 利者から許可の承諾書を取得して下さい。・図版等を含む場合には、掲載決定後、著者の責任において権・図版等を含む場合には、掲載決定後、著者の責任において権、掲載については、原稿を受領後、編集委員会で審査し、一ヶ月
- ※掲載分の論文等については、抜刷50部をさしあげます。
- ※本誌掲載の論文等を転載する場合は、本会の諒承を得て下さい。